

斑鳩町保育所等入所案内

※この案内は保育所等の入所申込にあたり、重要な事項が記載されています。
該当される事項をよく読み、ご理解いただいたうえでお申し込みください。

目次

1. 保育所等(保育所・認定こども園・小規模保育事業)とは・・・P.2
2. 施設・事業を利用するための認定(教育・保育給付認定)について・・・P.2
3. 保育所等の利用手続きについて (2・3号認定)・・・P.3
4. 保育所等へ入所できる基準・保育を必要とする事由 (2・3号認定)・・・P.4
5. 支給認定の有効期限について・・・P.5
6. 保育を必要とする事由を確認する書類・・・P.5
7. 令和7年度 保育所等一斉入所申込(1次選考)受付 (2・3号認定)・・・P.6
8. 保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業の利用のながれ(2・3号認定)・・・P.7～P.8
9. 育児休業中の在園児の保育所等継続利用について・・・P.9
10. 広域利用について (2・3号認定)・・・P.10
11. 在園中・申込中に必要な手続き (2・3号認定)・・・P.11
12. 私立認定こども園(教育部分)の利用手続きについて (1号認定)・・・P.12
13. 在園中・申込中に必要な手続き (1号認定)・・・P.12
14. 保育料等について・・・P.13～P.14
15. 令和7年度 斑鳩町保育料のイメージ・・・P.15～P.16
16. 斑鳩町保育所等の利用選考基準点数表・・・P.17～P.18
17. よくあるお問い合わせ・・・P.19
町内施設のご案内・・・P.20～P.27
斑鳩町の保育料の軽減について・・・P.28

【お問合せ先】

○保育所・認定こども園・小規模保育事業に関すること：斑鳩町 住民生活部 子育て支援課
〒636-0142 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号(生き生きプラザ斑鳩内) (TEL: 0745-75-1152)

○幼稚園に関すること：斑鳩町 教育委員会事務局総務課
〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号(斑鳩町役場内) TEL: 0745-74-1001 (代表)

1. 保育所等（保育所・認定こども園・小規模保育事業）とは

■保育所（対象年齢：0～5歳）

- ・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。
- ・利用できるのは共働き世帯などで、日中、自宅で児童を保育できない家庭です。条件はP.4をご覧ください。

■認定こども園（対象年齢：教育部分は3歳以上・保育部分は0～5歳）

- ・保育所と幼稚園（教育部分）の機能や特長を併せ持つ施設です。
- ・地域の子育て支援を行う施設として、子育て相談や親子交流を行います。
- ・保育部分を利用できるのは共働き世帯などで、日中、自宅で児童を保育できない家庭です。条件はP.4をご覧ください。
- ・教育部分の利用には、保護者の就労などの条件はありません。

■小規模保育事業（対象年齢：0～2歳児）

- ・保育所等より少人数の単位（19人以下）で、児童を預かる事業です。
- ・利用できるのは共働き世帯などで、日中、自宅で児童を保育できない家庭です。条件はP.4をご覧ください。

◎入所申込にあたっては、保護者が希望する保育所等を選択していただきます。ただし、希望する保育所等の申込み児童数が受入れ可能数を上回った場合には、入所する児童を公正な方法で選考します。そのため、申込み状況によっては入所いただけないこともありますので、ご了承ください。

2. 施設・事業を利用するための認定（教育・保育給付認定）について

上記の施設・事業を利用するためには、斑鳩町が定める基準に従って、給付認定を受ける必要があります。

【教育・保育給付認定区分】

認定区分		内容	保育の必要量	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上 教育認定	幼稚園・認定こども園で教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上 保育認定	「保育を必要とする事由」(P.4)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満 保育認定	「保育を必要とする事由」(P.4)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所・認定こども園 ・小規模保育事業

【保育の必要量】

2号認定または3号認定を受ける方は、保育が必要な時間によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間や保育料が異なります。

保育標準時間	1日最大11時間までの利用
保育短時間	1日最大8時間までの利用

※利用時間帯は施設によって異なりますので、各施設の紹介ページ（P.20～P.27）を確認してください。

3. 保育所等の利用手続きについて (2・3号認定)

	一斉入所（4月～7月入所）		随時入所
	1次選考	2次選考	
入所申込受付	窓口：子育て支援課（生き生きプラザ斑鳩内）		
	郵送：〒636-0142 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 1－1 2－3 5		
入所申込締切日 （必着日）	令和6年10月1日 ～10月31日 詳細はP. 6. 7	11月～2月末頃 詳細はP. 7	入所希望月の前々月末日 詳細はP. 7
提出書類の確認	申込内容について、受付時に職員が聞き取りを行ったり、後日電話等により確認および提出書類の修正や不備書類の提出依頼を行ったりすることがあります（※）。提出書類の詳細はP. 5を参照ください。		
入所選考	申込書及び保育の必要性を確認する書類等に基づき、保護者が保育を必要とする程度に応じて選考基準により順位を決定し、利用施設と利用者の決定を行います。選考はクラス年齢単位（4月1日時点の年齢）で行います。 ※希望園（第1希望に限らない）に内定したにも関わらず、内定を辞退した場合は、次回以降（年度内）の選考で減算指数を適用します。 選考基準についてはP. 17～P. 18をご覧ください。		
選考結果	12月下旬頃	3月中旬頃	入所希望月の前月中旬頃
	入所内定・入所保留とも郵送による通知	入所内定となった場合のみ 電話連絡・郵送による通知	入所内定となった場合のみ 電話連絡・郵送による通知
	◎入所保留の場合は電話連絡しません。（郵送による通知のみです） ◎入所保留の場合、年度内は申込者名簿に登録され、以降、毎月の選考の対象となります。 ◎入所内定となった方のうち、転入予定として申込された方は、入所月の前月末までに転入手続きを完了してください。転入手続きが完了できない場合、入所内定を辞退されたものとみなします。（入所内定の取消及び次回以降の年度内の選考で減算指数を適用します） <u>※入所内定とは入所が決定された状態ではありません。下記の手続きが必要です。</u>		
面接・健康診断	内定後、児童と保護者に保育所等での面接を実施します。 また、児童に各利用予定施設において健康診断を受けていただきます。 ※保育所等は、集団の中で他の児童と生活を共にします。利用を希望する児童に何らかの疾病などがある場合は、事前に主治医に集団の中で生活することが可能かどうかの確認をお願いします。また、この場合は主治医の意見書等の提出をお願いします。		
入所決定	保育所等での面接と健康診断終了後、集団保育が認められれば、入所決定となります。		
注意事項	① 入所申込みは年度ごとに必要となります。 ② 面接や健康診断の結果、入所内定が取り消される場合があります。 ③ 申込内容が事実と異なる場合には、入所を取り消すことがあります。 ④ 必要書類の提出がない、または提出書類に不備がある場合には、選考の対象になりません。		

※保育所等の利用手続きについて、後日、電話により確認や連絡を行う場合は、子育て支援課 (☎75-1152) から電話しますので、あらかじめ電話番号の登録などをお願いします。

4. 保育所等へ入所できる基準・保育を必要とする事由（2・3号認定）

保育所等への入所は、次の①住所要件及び②入所基準の両方の条件を満たす場合に申込みができます。

① 児童と保護者が斑鳩町に住所を有すること。

※斑鳩町外在住で斑鳩町の保育所等を希望する場合は、P.10をご覧ください。

② 保護者が、次のいずれかの事由に該当するために、保育が必要なこと。

※保育認定（2・3号認定）は「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは該当しません。

保育を必要とする事由	保育の実施基準
就労	1か月において、48時間以上労働することを常態としていること。 ※自営業・農業・内職等を含む。（賃金や報酬等の金銭が発生しないものは対象外です）
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。 ※出産予定日前の6週間から出産後8週間のうち必要な期間。
保護者の疾病・障害	疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神・身体に障害を有していること。 ※継続して1か月以上にわたり入院していること、又は1か月以上疾病の状態で1週の平日3日以上以上の通院を要する等の状態にあること。 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているなど障害を有していること。
同居または長期入院等をしている親族の介護・看護	長期にわたる疾病又は心身に障害を有する同居の親族、又は要介護状態にある親族等を1週の平日3日以上、その日中（8時30分から17時までをいう。）4時間以上居宅内又は居宅外で介護又は看護を行っていること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
求職活動	求職のため昼間外出することを常態としていること。 <u>※入所期間は、3か月です。</u> ※入所期間内に就労が決定し、「就労証明書」を提出していただけた場合は、入所承諾期間が延長されます。 ※入所期間内に就職ができない等、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、「退所」となります。
就学	学校教育法に規定する学校等に在学していること。 公共職業能力開発施設において行う職業訓練を受けていること。
その他	・児童虐待のおそれがある場合や保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること。 ・育児休業中に育児休業対象児童以外の児童を引き続き保育することが必要であると認められること。 ・上記に準じる状態にあると町長が認める場合。

5. 支給認定の有効期限について

保育を必要とする事由により支給認定の有効期間（保育が必要と認められる期間）が異なります。支給認定期間が終了すると、原則として保育所等を利用できません。

保育が必要な事由	必要量の認定区分	支給認定の期間
就労	保育標準時間 ⇒月 120 時間以上の就労 保育短時間 ⇒月 48 時間以上の就労	児童の就学前まで ただし、保護者が有期雇用期間の満了や退職等で事由に該当しなくなった場合は、その時点まで
育児休業取得による在園きょうだいの入所継続 (P.9 参照)	保育短時間	育児休業対象児の満 1 歳の誕生月の月末まで ただし、下記の条件を満たしている場合のみ (1) 在園児の入所決定事由が「就労」であること (妊娠・出産を事由とした新規申込⇒利用内定⇒育児休業で継続はできません) (2) 生まれた児童の満 1 歳までに職場復帰の予定であること (3) 1 年以内に転出予定がないこと (4) 育児休業取得中または終了後に在園児の退所予定がないこと
妊娠・出産	保育標準時間 or 保育短時間	出産予定日前 6 週間と出産後 8 週間のうち必要な期間
疾病・障害	保育標準時間 or 保育短時間	疾病等が回復した日の月末まで（医師の診断書による）
介護・看護	保育標準時間 or 保育短時間	介護、看護が終了する日の月末まで
災害復旧	保育標準時間 or 保育短時間	復旧し保育の必要がなくなった日の月末まで
求職活動	保育短時間	求職活動開始から 3 か月後の月末まで
就学	保育標準時間 ⇒月 120 時間以上の就学 保育短時間 ⇒月 48 時間以上の就学	就学期間満了日が属する日の月末まで
その他	保育標準時間 or 保育短時間	町長が認める期間

※保育標準時間認定の特例基準：

就労（就学）証明書で次の条件が確認できる場合、月 120 時間未満の就労（就学）でも、申請に基づいて認定します。

- ① 1 日の就労（就学）時間が 8 時間以上となる勤務（就学）形態が常態化している場合
- ② 1 日の就労（就学）時間で、始業が 9 時以前または終業が 16 時以降となる勤務（就学）形態が常態化している場合
- ③ 勤務（就学）場所が遠方であり、保育短時間では児童の預かりができない場合
- ④ 育児休業に係る児童が多胎児である場合

6. 保育を必要とする事由を確認する書類

保育所等への入所申込みにあたっては、次の書類を添付してください。不足書類や記入漏れがある場合は受付できませんのでご注意ください。

◎は町指定の様式です。	就労証明書 ◎	母子手帳の写し 又は出産証明書	診断書兼介護・ 看護状況申告書 (医師の診断) ◎	障害者 手帳の写し	求職活動申立書及 び求職活動支援機 関等利用証明書 ◎	り災証明書	在学証明書
就労	○※1						
妊娠・出産		○					
疾病・障害			○	○※2			
介護・看護			○	○※2			
災害復旧						○	
求職活動					○		
就学							○

※1 自営業の場合は「事業の確定申告書の控」「個人事業の開業届」「営業許可証」「登記事項証明書」のいずれかの書類を添付してください。

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ※3 申請時点で母子手帳の交付を受けている場合は、母子手帳をご提示ください。

7. 令和7年度 保育所等一斉入所申込（1次選考）受付（2・3号認定）

※認定こども園（教育部分）の利用手続きについてはP.12をご確認ください。

◆入所資格

斑鳩町在住で、保護者（両親など）が仕事や病気などのため保育を必要とする平成31年4月2日から令和6年10月31日までに生まれた児童で、令和7年4月1日から7月1日までに保育所等への入所を希望する児童。

◆令和7年度 保育所等一斉入所申込（1次選考）の受付

10月1日（火）から10月31日（木）に、子育て支援課（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）または町立保育所（土・日・祝日を除く午前9時～午後6時）で受付します。（期限厳守）

◆申請・申込方法

所定の教育・保育給付支給認定申請書兼入所申込書に、保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）及び児童調査書を添付して提出してください。詳しくはP.7～P.8をご確認ください。

※現在入所されている児童も現況届等の提出が必要です。

※新規入所、継続入所にかかわらず、保育所等の希望クラスの受入れ可能人数を超えた場合は、保育の必要性の高い児童からの入所決定となります。

◆町内の保育所等の概要（*詳細はP.20～P.27をご覧ください）

	たつた保育園		あわ保育園		斑鳩黎明保育園		小規模保育所ほうりゅうじみなみ	
設置者	斑鳩町		斑鳩町		社会福祉法人 和光会		学校法人 斑鳩学苑	
場所	龍田1丁目5番1号		阿波3丁目5番33号		法隆寺西3丁目8番8号		法隆寺南1丁目2番11号	
保育時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
	平日	平日	平日	平日	平日・土日	平日・土日	平日	平日
	9:00～17:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:30～18:30	祝	祝	9:00～17:00	7:30～18:30
	土曜	土曜	土曜	土曜	9:00～17:00	7:00～18:00	土曜	土曜
	9:00～14:00	7:30～14:00	9:00～14:00	7:30～14:00			9:00～17:00	7:30～17:00
定員	120人		230人		195人		19人	
受入年齢	満7か月から		満7か月から		満3か月から		満7か月から2歳児	

	レイモンド斑鳩こども園			認定こども園法隆寺幼稚園		
設置者	社会福祉法人 檸檬会			学校法人 斑鳩学苑		
場所	斑鳩町神南2丁目4番29号			法隆寺2丁目9番35号		
保育時間	教育標準時間	短時間	標準時間	教育標準時間	短時間	標準時間
	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	9:00～15:00	8:30～16:30	7:30～18:30	8:30～14:30	9:00～17:00	7:30～18:30
		土曜	土曜		土曜	土曜
		8:30～16:30	7:30～18:30		9:00～17:00	7:30～17:00
					00	00
定員	150人			231人		
受入年齢	満3歳から	生後57日以降から		満3歳から	満7か月から	

◆選考結果等

町内保育所等入所申請（一斉入所申込（1次選考）受付分）の認定・選考結果は、12月下旬頃、内定・保留（不承諾）にかかわらず郵送でお知らせする予定です。また、町立保育所入所内定児童については、1月中旬に個人面接及び健康診断、2月に体験入所を予定しています。

※広域保育所等（町外保育施設）については、委託依頼先の市区町村で選考され、斑鳩町に選考の結果が届き次第の通知となります。（例年1月下旬～3月頃）

8. 保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業の利用のながれ

（2・3号認定）

ステップ1 条件の確認

☆年齢及び保育を必要とする事由の確認

対象年齢児	令和7年度	令和8年度	利用可能施設
5歳児	H31.4.2～R2.4.1	R2.4.2～R3.4.1	保育所 認定こども園
4歳児	R2.4.2～R3.4.1	R3.4.2～R4.4.1	
3歳児	R3.4.2～R4.4.1	R4.4.2～R5.4.1	
2歳児	R4.4.2～R5.4.1	R5.4.2～R6.4.1	保育所 認定こども園 小規模保育事業
1歳児	R5.4.2～R6.4.1	R6.4.2～R7.4.1	
0歳児	R6.4.2～	R7.4.2～	

※0歳児が入所できる月齢は、施設によって異なりますので、各施設の紹介ページ（P.20～P.27）を確認してください。

※保護者が保育を必要とする事由（P.4参照）のいずれかに該当すること

※育児休業中の方は、育児休業期間満了日の属する月の初日から希望することができます。

（ただし、育児休業期間を短縮して申込みされる場合を除く）

ステップ2 教育・保育給付の認定申請・入所申込

☆一斉入所申込（1次選考）受付期間

令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）

☆2次選考・申込受付期間

令和6年11月1日（金）～令和7年2月28日（金）

☆随時申請・随時申込受付期間

※上記一斉入所（1次選考）・2次選考申込受付期間終了後は、下記受付期間内にご提出ください。

利用開始希望月	申込受付期間	利用開始希望月	申込受付期間
令和7年5月から	R7.3.31まで	11月から	R7.8.1～R7.9.30
6月から	R7.4.30まで	12月から	R7.9.1～R7.10.31
7月から	R7.5.30まで	令和8年1月から	R7.10.1～R7.11.28
8月から	R7.5.1～R7.6.30	2月から	R7.11.4～R7.12.26
9月から	R7.6.2～R7.7.31	3月から	R7.12.1～R8.1.30
10月から	R7.7.1～R7.8.29		

☆2・3号認定申請に必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付支給認定申請書兼入所申込書（※児童ひとりにつき1枚）

※保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類、及び保護者（申請者）の本人確認ができる書類の提示をお願いすることがあります。

※保育の希望の有無は「有」にチェック（☑）してください。

②保護者全員分の「保育を必要とする事由を確認する書類」（詳細はP.4～P.5）

③児童調査書（※児童ひとりにつき1枚）

※保育所等は、集団の中で他の児童と生活を共にします。保育の利用を希望する児童に何らかの疾病などがある場合は、事前に主治医に集団の中で生活することが可能かどうかの確認をお願いします。また、この場合は主治医の意見書等の提出をお願いします。

④転入の場合、市区町村民税（非）課税証明書（保護者全員分）を求める場合があります。

※必要な年度については、利用される月で異なりますのでP.14を参照ください。

※④の書類については、個人番号（マイナンバー）を記載している場合は、省略できます。

ステップ3 教育・保育給付認定及び利用調整の結果

◎入所内定の場合	◎入所保留（入所ができなかった）の場合
入所希望月の前月 20 日までに電話でご案内のうえ、「教育・保育給付認定決定通知書」及び「保育所入所内定通知書」を郵送にて通知します。 ※一斉入所申込分（4～7月入所分）については、12月下旬頃に郵送にて通知します（郵送のみ） ※内定辞退した場合、次回以降の選考（同年度内）で減点があります。	入所希望月の前月 20 日までに「保育所入所保留通知書」を郵送にて通知します。 ※一斉入所申込分（4～7月入所分）については、12月下旬頃に郵送にて通知します。 ※利用保留の場合、年度内は申込者名簿に登録され、以降、毎月の選考対象となります。

ステップ4 利用内定した施設での面接

入所が内定した場合は、各施設で面接（対象児童同伴）や健診を行います。
日程は、各施設から直接ご連絡します。

斑鳩町では保育を必要とし、かつ、障害のある児童や特別な支援が必要な児童が、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう努めておりますが、次の事項等に該当する場合は、利用申込前にお早めにご相談ください。

- ◆ 落ち着きがない、こだわりが強い等で育てにくさがある。
- ◆ 先天性疾患、心疾患、てんかん、難病等の病気で、治療中または経過観察をしている。
- ◆ 3歳児以上において歩行が確立していない、歩行が不安定である。
- ◆ 食事（重度の食物アレルギー等）や水分摂取について特に配慮が必要である。
- ◆ 医療的ケアが必要である。

ステップ5 入所（園）

施設によって慣らし保育期間があります。期間は施設や児童の体調面等の様子によって異なりますので、面接時等に施設と十分に調整してください。なお、慣らし保育期間中の保育料の減免はありません。

ご注意いただきたいこと（必ず確認してください。）

- ・書類内容が実態と異なる場合や虚偽等が発覚した場合、申込時の就労状況（勤務先・就労日数・就労時間等）が、入所内定後又は入所時点で転職等により変更になっている場合（選考基準点が下がる場合）は、内定の取消しや退所となる場合があります。
- ・記載内容を確認するため、勤務先や学校等に直接照会する場合があります。
- ・教育・保育給付認定や保育料等の決定に必要な世帯情報及び世帯員の市区町村民税等の情報について関係部署に照会または閲覧・調査する場合があります。
- ・児童福祉や施設運営において必要と認められる範囲で、児童及び家庭の情報を関係機関や教育保育施設に提供する場合があります。
- ・育児休業対象児が満1歳を超える育児休業を取得（予定）の場合は、保育所等を退所していただくこととなります。継続利用についてはP.9をご確認ください。
- ・妊娠中・出産後を理由とした新規申込は、支給認定期間内の利用は認められますが、期間後の継続利用は認められませんので、退所していただくこととなります。継続して利用を希望する場合は、他の要件で再度申し込んでください。同じ保育所等を利用できるとは限りませんのでご了承ください。

9. 育児休業中の在園児の保育所等継続利用について

保育所等とは、保護者（両親など）が仕事や病気などのために家庭内で保育ができない場合に利用可能な施設です。

育児休業中は、保護者が育児のために家庭にいるため「保育を必要とする事由」に該当しません。そのため、在園児は入所解除（退所）となります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、特例措置として在園児の継続入所が認められます。

【特例措置】

- ① 育児休業対象児の満1歳の誕生日の末日までに、復職する場合
※在園児の入所決定事由が「就労」であった場合に限り
（妊娠・出産を事由とした新規申込⇒利用内定⇒育児休業で継続はできません）
※当初から1年を超えて育児休業の取得を予定している場合は対象となりません
※育児休業の取得がわかるもの（「就労証明書」や「職場から発行された書類」）と保育所入所時には復職する旨の申立書（「育児休業期間の変更に関する申立書・証明書」）の提出が必要です
※育児休業中は短時間認定への変更が必要です
※1年以内に転出予定がないこと
※育児休業取得中または終了後に退所予定がないこと
- ② 次年度に小学校入学を控えている場合（5歳児クラス）
- ③ 保護者の健康状態が良好でない場合
※診断書の提出が必要です
- ④ 児童の発達上環境の変化が好ましくない場合
※申立書の提出が必要です

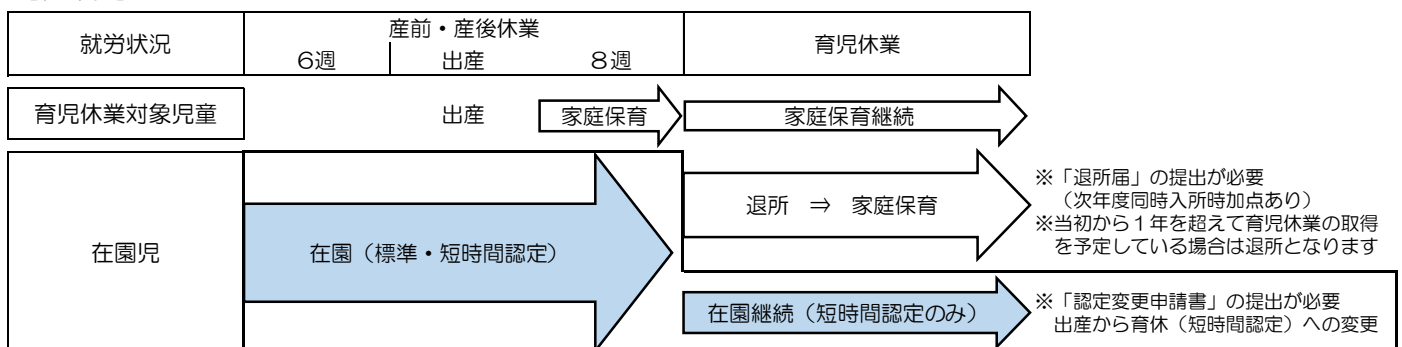
■提出書類

- ☐ 認定変更申請書
- ☐ 該当の添付書類（就労証明書、診断書、申立書など）

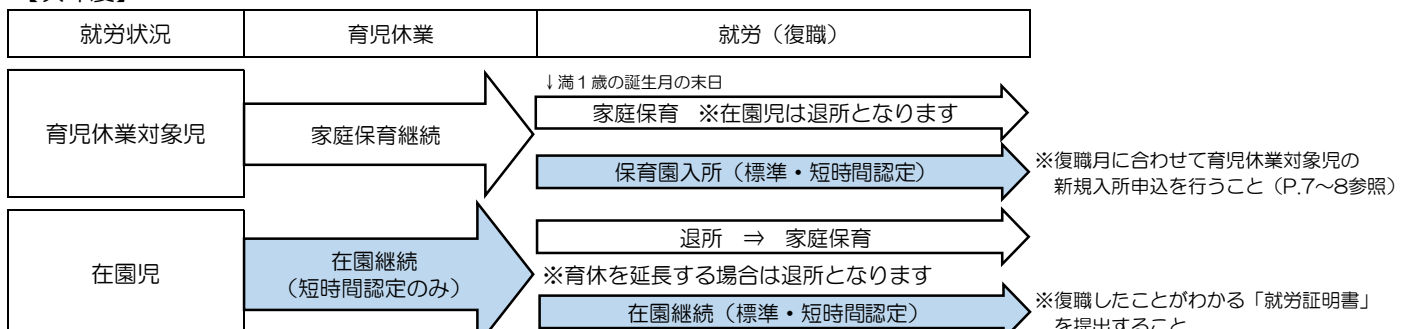
■提出期限

育児休業を取得されるまで（産後8週間以内）

【初年度】



【次年度】



10. 広域利用について（2・3号認定）

保育認定を受けた児童が住所地以外の市区町村の保育所等に入所を希望する場合に、市区町村間で協議・調整等を行うことで、住所地以外の保育所等への利用申込や入所ができる制度を広域利用といいます。ただし、双方の市区町村で広域利用の取り扱いを行っており、条件が一致していることが必要ですので、必ず双方の市区町村にご確認ください。

広域利用で保育所等へ入所する場合、利用期間は入所した年度の年度末までとなります。利用期間が経過後に継続利用を希望する場合は、再度申込みが必要です。なお、継続利用の可否は、所在地の市区町村が判断するものであり、継続できるとは限りません。

広域利用の条件

斑鳩町では、原則、以下の条件のいずれかに該当する場合、広域利用の受付を行っています。

- ① 保護者の勤務地がある市区町村
- ② 保護者の勤務先の通勤経路にある市区町村
- ③ 出産のため一時的に居住する祖父母宅等がある市区町村
- ④ 転出予定先の市区町村（転出予定先の市区町村の指示に従って手続きしてください）

斑鳩町在住で斑鳩町以外の保育所等を希望する場合

以下のことを確認し、必要書類をそろえて斑鳩町子育て支援課へ提出してください。なお、郵送期間や処理期間があるため、希望する市区町村の保育所等の申込み期間の締切日の1週間前までに提出してください。

- ① 広域利用の受付を行っている市区町村であるか
- ② 希望する市区町村の受付期間（特に締切日）
- ③ その他、申込にあたって注意すべき点（希望する市区町村の指示に従って手続きしてください）

斑鳩町外在住で斑鳩町の保育所等を希望する場合（斑鳩町への転入予定を除く）

保護者の勤務地（通勤経路）が斑鳩町にある、または、出産のため一時的に斑鳩町へ居住するため斑鳩町内の保育所等を希望する場合は、住所地（住民票）のある市区町村の様式で必要書類をそろえて、お住いの市区町村へお申込みください。お住まいの市区町村での処理後、斑鳩町の申込受付期間内に書類が必着となるように提出していただく必要がありますので、余裕をもって手続きしてください。

斑鳩町外在住で斑鳩町の保育所等を希望する場合（斑鳩町へ転入予定の場合）

以下の書類をそろえて子育て支援課へ申込受付期間内に直接提出してください。

- ① P.7～P.8に記載されている書類一式
- ② 「転入に関する誓約書」、および転入先・転入時期が確認できる書類（例：賃貸契約書や建物の売買契約書の写し、または「同居予定の同意書」）
- ③ 市区町村民税（非）課税証明書（保護者全員分）（P.14 参照）

※③の書類がない場合、利用調整にて同点になった際に不利になる場合があります。

※入所内定となった場合でも、利用開始月の前月末までに転入手続きの完了が確認できなければ、内定を辞退されたものとして、内定を取消します。

斑鳩町の保育所等を利用して、斑鳩町外へ転出する場合

斑鳩町外へ転出する場合、原則、転出日の属する月の月末で退所になります。翌月以降も継続利用を希望する場合は、以下の条件を満たしたうえで、広域利用の手続きが必要ですので転出先の市区町村での手続きをお願いします。（継続利用の有無に関わらず「保育所等退所届」の提出が必要です。）

- ① 斑鳩町の保育要件を満たしている
- ② 転出先の市区町村から許可（認定）されていること
- ③ 在園している施設より許可されていること

※①～③の条件を満たしている場合でも、利用できる期間は、当該年度末までです。

なお、翌年度以降も利用を希望する場合は、勤務地等の別要件で再度広域利用の申込みをしてください。ただし、継続利用できるとは限りません。

11. 在園中・申込中に必要な手続き（2・3号認定）

① 現況届（保育の必要性の継続確認）

保育を必要とする事由（P.4参照）が継続されているかの状況を保護者からの届けにより確認します。手続き方法・時期（例年10月頃）等については、別途お知らせします。

② 保育を必要とする事由がなくなったとき、転出するとき、1年以上の育休を取得するとき、幼稚園、児童養護施設などに入園したとき

利用している施設を退所していただくことになりますので、「保育所等退所届」を提出してください。

※月末までに退所届が提出されない場合は、翌月分の保育料の納入義務が生じますので、ご注意ください。

※認定こども園（2号）を利用中の人で、保育の事由がなくなった場合には、1号（教育認定）への変更が必要となります。変更が必要な月の前月25日までに申請してください。原則、次月1日からの変更になります。

③ 家庭状況・保育を必要とする事由が変わったとき

次のような場合には、必ず「認定変更申請書」を提出してください。

ア) 世帯の状況が変わったとき（氏名変更・結婚・離婚など）・

イ) 住所が変わったとき

ウ) 勤務先が決まった場合や勤務先が変更になったとき

エ) 就労時間が大きく変更するとき

オ) 有期雇用の期間が更新されるとき

カ) 仕事を辞めたとき

キ) 母の妊娠がわかったとき

ク) 育児休業を取得するとき

ケ) 世帯員が障害者手帳を取得したとき

コ) 世帯の生活保護が開始となったとき。または廃止（休止）となったとき

※ウ・エ・オの場合、就労証明書が必要です。

※カの場合、就労の意思があり、求職活動をする場合は、保育の事由を求職活動に変更するため、求職活動申立書及び求職活動支援機関等利用証明書が必要です。

※キの場合、母子手帳の分娩予定日記載ページの写しが必要です。

※クの場合、詳しくはP.9をご確認ください。

※ケの場合、障害者手帳のコピーが必要です。

※その他、保育を必要とする事由が変わるときは、別途添付書類が必要な場合があります。

詳しくはP.5をご確認ください。

※保育時間の変更（保育標準時間⇄保育短時間や1号認定⇄2号認定）は、原則次月1日からの変更になります。

その他の手続について

① 転園したい

現在の在籍園から他の保育所等への転園を希望する場合は、保育所等の新規申込と同じ手続きが必要です。

P.7～P.8をご確認ください。

保育所等の申込中で希望施設を追加する場合は、「保育所等入所申込に係る希望施設変更届」を提出してください。

※変更希望月の前々月末（月末が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに提出してください。

② 入所申込を取り下げたい

子育て支援課に「保育所等入所申請取下届」を提出してください。

12. 私立認定こども園（教育部分）の利用手続きについて（1号認定）

ステップ1 条件の確認

☆年齢の確認

対象年齢児	令和7年度	令和8年度	利用可能な施設
5歳児	H31.4.2～R2.4.1	R2.4.2～R3.4.1	認定こども園
4歳児	R2.4.2～R3.4.1	R3.4.2～R4.4.1	
3歳児	R3.4.2～R4.4.1	R4.4.2～R5.4.1	

※幼稚園への入園については【教育委員会事務局総務課：Tel0745-74-1001】へお問い合わせください。

※認定こども園（保育部分）については【子育て支援課：Tel0745-75-1152】へお問い合わせください。

ステップ2 入園希望園へ入園申込

4月入園は各園で申込時期等が異なりますので、直接各園にお問合わせいただき、各園の手順に沿ってお申込みください。年度途中からの入園希望は、定員に空きがある場合のみ各園で随時受付となります。

☆入園申込に必要な書類は各園で異なりますので、直接お問い合わせください。

ステップ3 入園内定

4月入園は各園で内定時期が異なります。年度途中からの入園の内定は随時となります。なお、入園の内定は斑鳩町ではなく各園において行われます。

ステップ4 1号認定の申請（新規利用の場合・子育て支援課へ申請）

1号認定の申請（新規利用の場合）は、各園を通して、町が指定する日までに申請してください。年度途中の入園は入園内定後すみやかに申請してください。

☆1号認定申請に必要な書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付支給認定申請書兼入所申込書（※児童ひとりにつき1枚）

※保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類、及び保護者（申請者）の本人確認ができる書類の提示をお願いすることがあります。

※保育の希望の有無は「無」にチェック（☑）してください。

- ②入園が許可されたことがわかる書類（例：入園許可証など）

- ③転入の場合、市区町村民税（非）課税証明書（保護者全員分）の提出を求める場合があります。

※必要な年度については、利用される月で異なりますのでP.14を参照ください。

※③の書類については、個人番号（マイナンバー）を記載している場合は、省略できます。

ステップ5 教育・保育給付認定決定通知書の交付

郵便にて通知します。また、園からの面接や健康診断があります。

ステップ6 入園

13. 在園中・申込中に必要な手続き（1号認定）

① 家庭状況に変更があったとき

登録されている情報を変更する必要がありますので、すみやかに子育て支援課に「認定変更申請書」を提出してください。（P11の③をご参照ください。）

② 転出したとき、他の国立・私立幼稚園、保育所等などに入所したとき

利用している施設を退所していただくことになりますので、各園での所定の手続きを行うとともに、子育て支援課に「保育所等退所届」を提出してください。

③ 転園したいとき

手続き方法は新規申込と同じです。（P.12参照）

④ 同じ認定こども園を利用しつつ保育部分の利用に切り替えたいとき

保育利用（2号認定）の新規申込及び保育の認定が必要になります。（P.7～P.8参照）原則、次月1日からの変更です。

14. 保育料等について

◆保育料の決定＜0歳～2歳児のみ＞

- ・保育料は、「令和7年度 斑鳩町保育料のイメージ」(P.15 参照)の予定です。
- ・保育料は、児童の父母の市区町村民税所得割課税額の合計額により算定します。
 ※同居の祖父母等が家計の主宰者である場合は、同居の祖父母等の市区町村民税所得割額も合計します。
 ※市区町村民税所得割課税額を計算する場合には、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号のとおり、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除の規定は適用しません。
- ※保育料は、保護者の課税額により異なりますが、同じ所得階層であれば、公立・私立に関わりなく同じ保育料です。(認可外保育施設は除きます。)
- ・町民税の申告がない方は、最高階層の保育料になる場合がありますのでご注意ください。
- ・保育料は、入所決定後に通知します。
- ・保育料は、月額です。日割り計算は行いませんので、月に1日でも在籍されていればその月分の保育料を支払わなければなりません。
- ・保育料の納入は、原則口座振替となります。また、認定こども園や小規模保育所は事業者によって納入方法の指定があります。
- ・事情により登園できない場合でも、在籍していれば納入義務が生じます。
- ・延長保育を利用する場合には、通常の保育料のほかに延長保育料を負担していただきます。
 (町立保育所⇒1か月単位で口座振替、町立以外の施設⇒直接施設に納入)
- ・保育料や給食費の滞納がある場合は、選考時の選考基準点が0点となったり、児童手当からの徴収や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

【年度切替の時期】

保育料は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市区町村民税所得割課税額により算定します。これに伴い、年度途中で保育料が変更になる場合があります。市区町村民税所得割課税額は税務課から通知される納税通知書により確認できます。

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和6年度市区町村民税所得割額 (令和6年6月頃に発行の納税通知書をご参照ください)	令和7年度市区町村民税所得割額 (令和7年6月頃に発行の納税通知書をご参照ください)

【保育料の納付】

保育施設・事業所の種別	納付先	口座振替日
町立保育所・私立保育所	斑鳩町	毎月8日 (※1・※2・※3)
町外の公立保育所	施設の所在市区町村	施設により異なります
上記以外の保育施設・事業所 (認定こども園・小規模保育事業所等)	保育施設・事業所	

※1 4月分の保育料は4月末の金融機関営業日が振替日となります。

※2 引き落とし日が金融機関の休日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

※3 登録できる口座は南都銀行・奈良中央信用金庫・奈良県農業協同組合のいずれかです。

(町立保育所・私立保育所での口座振替の依頼に関する留意事項)

保育料等の口座振替(町立保育園は、給食費、延長保育料、保護者会費等も含みます。)の金融機関の依頼において、口座振替に必要な金融機関情報は、口座振替依頼書の提出が必要です。その際に、子育て支援課の職員が、お客様への電話を通じて、口座番号等の金融機関の情報を聞き出すことはありません。このような内容の電話があった場合は、詐欺等の疑いがありますので、ご注意ください。

なお、子育て支援課からお電話させていただく場合(書類の記載誤りの場合等があります)は、次の電話番号(子育て支援課:0745-75-1152)からの発信により電話連絡させていただきます。事前にお手持ちの電話帳機能に子育て支援課の電話番号の登録を宜しく願いいたします。

なお、口座振替依頼書に不備があり、引き落としができない場合には、別途納付書により納付いただくなど、ご不便をおかけすることとなりますので、記入に際しては、お間違えのないよう、十分ご注意ください。

【給食費】

保育所等では、給食を提供します。3歳以上児は、各施設で給食費が徴収されます。

3歳未満児は、給食費の徴収はありません。

町立保育所は、副食費3,600円 + 主食費900円 計4,500円 / 月となっています。

※町立保育所以外を利用される場合は、各施設にお問い合わせください。

※副食費については所得の状況等により免除される場合があります。

- ・保育認定…年収360万円未満相当の世帯の全ての児童、又は全所得階層の就学前児童のうち第3子以降の児童
- ・教育認定…年収360万円未満相当の世帯の児童又は、全所得階層の小学校第3学年修了前までの児童のうち第3子以降の児童

【市区町村民税（非）課税証明書について】

保護者（父母）等の市区町村民税額に基づいて、保育料、給食費の負担軽減を決定します。転入されてきた方は、斑鳩町にて市区町村民税額が把握できないため、保育料等を決定することができません。保育料等の決定のため、下記を参照のうえ、書類の提出をお願いします。

なお、申込書に個人番号（マイナンバー）を記載している場合は、省略できる場合があります。

令和6年9月～令和7年8月利用希望 かつ 令和6年1月2日以降に転入してきた方

- ・**令和6年度**市区町村民税（非）課税証明書（税額・所得額・控除額・扶養人数等記載されたもの）の提出を求める場合があります。

※1 父母の所得等によっては、家計の主宰者である同居祖父母等の証明書が必要な場合があります。

※2 生活保護受給中の方は提出不要ですが、生活保護の受給が分かる書類の提示をお願いすることがあります。

【個人番号（マイナンバー）について】

平成28年1月から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の運用が開始されました。番号法の規定により、保育所等入所申請及び子育てのための施設等利用給付認定に関する事務において、個人番号の記載をお願いしています。

申請書類の受付時、保護者（申請者）の個人番号を確認できる書類及び本人確認できる書類のご提示について、ご理解、ご協力いただきますようお願いします。

15. 令和7年度 斑鳩町保育料のイメージ

斑鳩町保育所保育料徴収金額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		町の徴収金額(月額：円)			
階層 区分	定義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
		3歳未満児 の場合	3歳以上児 の場合	3歳未満児 の場合	3歳以上児 の場合
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
第2	第1階層及び第3～8階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	第1～2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税の所得割課税額が	48,600円未満	15,600	0	15,400
第4	次の区分に該当する世帯	48,600円以上 72,800円未満	19,800	0	19,600
		72,800円以上 97,000円未満	24,000	0	23,700
第5	次の区分に該当する世帯	97,000円以上 133,000円未満	29,800	0	29,400
		133,000円以上 169,000円未満	35,600	0	35,100
第6	次の区分に該当する世帯	169,000円以上 235,000円未満	42,200	0	41,600
		235,000円以上 301,000円未満	48,800	0	48,100
第7	次の区分に該当する世帯	301,000円以上 397,000円未満	64,000	0	63,000
第8	次の区分に該当する世帯	397,000円以上	78,200	0	76,000

備 考

- この表の第3階層から第8階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号のとおり、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除の規定は適用しません。
- この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた年度の初日の前日(3月31日現在)において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中にかぎり3歳未満児とみなします。また3歳以上児についても同様とします。
- 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、児童の属する世帯が市区町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯(児童の属する世帯が第5項に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という。)を除く。)の徴収金の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める徴収金の額の半額とし、3人目以降は無料とします。ただし、最年長の特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合、2人目以降は無料とする。

- 4 第3階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とします。

区分	第1欄	第2欄
A	ア 上記4に掲げる施設を利用している小学校就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち年長のもの1人とする。）	徴収金額表に定める額
B	イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）で3歳未満児	0円
C	ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の小学校就学前児童	0円

（注） 100円未満の端数は切り捨てる。 （※）平成27年度の保育料からの適用です。

- 5 小学校就学前児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市区町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯が次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金の額とする。ただし、当該世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合にあっては、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は無料とする。

- ① 「ひとり親世帯等」…………母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…………次に掲げる児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層区分	徴収金額（月額：円）	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
	3歳未満児の場合	3歳未満児の場合
第3階層	7,200	7,200
第4階層1	7,200	7,200
第4階層2のうち（市町村民税所得割課税額が77,100円以下）	7,200	7,200



聖徳太子 1400 年御遠忌
宣伝隊長
「うまやどさん」

16. 斑鳩町保育所等の利用選考基準点数表

保育所等への入所（入園）申込児童数が受入可能数を上回った場合には、選考により、保育の必要性が高いと認められる順に入所児童を決定します。選考にあたっては、入所優先順位に関する基準点と児童の家庭の状況等に関する調整点との合計点を基本とし、保育の必要性の程度を総合的に審査、判定します。

1 入所優先順位に関する基準点（児童の保護者それぞれにつき適用）

	事由	細目	保護者の状況	基準点	備考
1	家庭外労働	外勤 週5日以上就労 （不規則の場合は、月20日以上） ※週4日： -2点 ※週3日： -3点	就労時間が1日8時間以上	14	
			就労時間が1日7時間以上	13	
			就労時間が1日6時間以上	12	
			就労時間が1日5時間以上	11	
			就労時間が1日4時間以上	10	
		自営（個人事業主）	中心者である場合は「外勤」に準ずる	7～14	
			協力者である場合は「外勤」に準ずるが、最高点は「13」とする	6～13	家庭外中心者より-1点
2	家庭内労働	自営（個人事業主）	中心者である場合は「外勤」に準ずるが、最高点は「13」とする	6～13	
			協力者である場合は「外勤」に準ずるが、最高点は「12」とする	5～12	家庭内中心者より-1点
		内職	週4日以上かつ1日4時間以上従事している場合	6	
			週3日以上かつ1日4時間以上従事している場合	5	
3	出産	出産	出産または出産予定日の産前6週、産後8週の間	8	
4	求職活動中等	就労中	就労時間や日数が下限に満たない場合	4	
		求職活動中	求職活動を行っており、求職活動状況の提出がある場合	3	
		今後求職活動予定	保育実施希望日に向けて求職活動を行う場合	2	
			入所できてから求職活動を行う場合		
5	疾病等	入院	概ね3か月以上の入院が必要と診断された場合	13	
			概ね1か月以上の入院が必要と診断された場合	11	
		自宅療養	常時伏臥	13	
			1か月以上の安静を要し、保育が困難と診断された場合	9	
			通院等一般療養が必要と診断され、保育が困難な場合	4	
		障害	介護を要する場合（身体障害者手帳1、2級または療育手帳A判定程度）	12	
			保育に支障がある場合（身体障害者手帳3級または療育手帳B判定程度）	10	
			上記以外の事由で保育が困難な場合（身体障害者手帳4級以下）	6	
6	介護・看護	同居親族の介護	重度の介護を要する場合（身体障害者手帳1、2級または療育手帳A判定程度、要介護4・5）	11	※介護の対象者が申込子ども本人である場合を除く
			中度の介護を要する場合（身体障害者手帳3級または療育手帳B判定程度、要介護2・3）	9	
			軽度の介護を要する場合（身体障害者手帳4級、要介護1）	5	
		通所・入院付添い	兄弟姉妹の施設通所付添い（週3日以上かつ月48時間以上）の場合	7	
			概ね1か月以上の入院が必要と診断された者に常時付き添う場合	6	
		その他介護・看護	上記以外で保護者の3親等内親族を週3日以上かつ月48時間以上介護・看護している場合	5	
7	災害等（火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合）			13	
8	学校、職業訓練学校等への通学 ※週3日： -1点		週4日以上かつ就学時間が1日7時間以上	10	※就職に必要な技能習得のため就学していること
			週4日以上かつ就学時間が1日6時間以上	9	
			週4日以上かつ就学時間が1日5時間以上	8	
			週4日以上かつ就学時間が1日4時間以上	7	

※児童の保護者のうち、合計点が低い者の点数を適用します。

※就労時間が不規則な場合はその平均とします。

※保護者が同じ自営業の場合は1人を協力者とみなします。

2 児童の家庭の状況等に関する調整点（世帯を単位として採点）

区分		詳細	調整点	備考
加算 指数	就労状況	育児休業を終了し、復職する場合	2	
		育児休業の取得によって、一度保育所を退所し、育児休業から復職する場合	5	
		両親ともに土・日・祝日勤務する場合	2	勤務シフト表を添付すること
		生計中心者が失業中であり求職活動中の場合	7	職場都合による失業に限る
		保育士又は幼稚園教諭の資格を有しており、かつ町内保育施設又は幼稚園で就労する場合	10	
		保護者が単身赴任の場合（単身赴任先の住所を記載した就労証明書を添付すること）	2	
	世帯状況	兄弟姉妹の入所（兄弟姉妹が同一保育所に入所中の場合）	2	
		申込子どもが多胎児の場合（三つ子以上の場合は1名増えるごとに3点ずつ加点）	1	
		子どもが障害を有する場合	2	在宅障害児のいる世帯
		ひとり親（母子家庭、父子家庭、またはそれに類する場合）	5	
		生活保護世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる場合	3	
		虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	優先	家庭の状況により判断
	所属状況	地域型保育施設（小規模保育所など）の卒園児童	3	
		利用申込時点で、申込事由を理由として、申込子どもが認可外保育所・一時預かりを週3日以上かつ月48時間以上利用し、かつ認可保育所等に入所できるまで引き続き利用する予定がある場合（育児休業中や求職中を除く）	3	
		町外からの転入者のうち、転入前の地方公共団体において、利用申込時点で、申込事由を理由として、申込子どもが認可保育所等に週3日以上かつ月48時間以上通所していた場合（育児休業中や休業中を除く）	1	
区分		詳細	調整点	備考
減算 指数	就労状況	保護者が扶養控除、配偶者控除の対象となっている、または所得が48万円以下の場合（産前産後休業中であつた方、育児休業中であつた方は除く。保護者の前年の所得（4～8月入所時は前々年の所得）で判断します。）	-1	
		夜間勤務（就労時間の全てが19:00～7:00の間の場合）	-1	
		自営の中心者が児童の保護者または同居の祖父母であり、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除の対象となっている、または所得が48万円以下の場合（産前産後休業中であつた方、育児休業中であつた方は除く。保護者の前年の所得（4～8月入所時は前々年の所得）で判断します。）	-2	
	就学状況	通信制大学、通信教育の学生の場合	-2	
	その他	同一年度内に内定を辞退したことがある場合	-1	

※正当な理由なく期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、選考対象外になります。

※申込子どもの世帯に保育料・給食費の滞納がある場合は、選考基準点を0点とします。

※その他、特別な事情により減算、加算調整する場合があります。

3 合計点（基準点＋調整点）が同点の場合の判断基準

項目
父または母および父母のいない世帯である
同居祖父母のいない世帯である
生計中心者が失業中（職場都合による失業に限る）である
申込施設の希望順位が高い
利用調整を行うも利用保留期間が長い （申請しているが、自ら利用調整を停止している期間は、利用保留期間に含まない。 また、入所の内定をキャンセルした場合は、期間の算定をリセットする。）
扶養している子どもの数が多い
保護者の合計所得金額がより低い
その他、必要性・緊急性が高いと判断される

17. よくあるお問い合わせ

Q. 申込みは早いほうが選考に有利ですか？

A. 一斉申込受付期間中であれば、申込みの時期は選考に関係ありません。

児童に対する保育の必要性を点数で示し、希望の保育所等に空枠があれば点数の高い児童から順に内定とします。

Q. 現在、育児休業中ですが、申込みはできますか？

A. できます。ただし、入所した月の末日までに復職していただくことが条件となります。

※入所継続児については、P. 9 をご覧ください。

また、「育児のための短時間勤務制度」を利用する予定である場合は、制度利用時の就労時間帯の選考基準点となります。必ず就労証明書 No. 12「育児のための短時間勤務制度利用有無」欄に記入してください。

入所後に「育児のための短時間勤務制度」を取得し、選考時点での基準点と異なる状況になった場合は、内定取消（退所）となる可能性があります。

Q. 第1子が育児休業の要件で在籍しており、満1歳になる第2子の保育所等に申込みましたが、第2子が利用保留（入所不可）になったので、育休を延長しました。在園中の第1子は育児休業の要件で継続利用できますか？

A. 第2子が利用保留（入所不可）になった場合は、満1歳になった第2子が継続して申込みすることを前提に第1子の継続利用することは可能です。ただし、第2子の入所決定の内定を辞退した場合は、第1子の継続利用はできません。なお、申込みの時点で、育児休業をとっている保護者の「復職誓約書」を提出してください。

Q. 希望する保育所等に入所できないことはありますか？

A. 新規入所、継続入所にかかわらず、選考の結果、第1希望の保育所等に入所できない場合があります。

その場合は第2希望の保育所等、第3希望の保育所等と以下順次審査させていただくことになります。

この場合、希望する保育所等の希望順位ではなく選考基準点において選考を行っています。

また随時入所も同様に、希望順に審査させていただきますが、対象年齢のクラスに空きがある場合に限りです。

（審査はクラス年齢単位（4月1日時点の年齢）で行います）

希望する保育所等全てに空きがない場合は、入所保留（待機）となりますのでご了承ください。

※希望園（第1希望に限らない）に内定したにもかかわらず、内定を辞退した場合は、次回以降（年度内）の選考で減点があります。

Q. 月120時間未満の就労（就学）ですが、保育標準時間の認定は受けられますか？

A. 1日の就労（就学）時間が8時間以上となる勤務（就学）形態が常態化している場合または、1日の就労（就学）時間で始業9時以前または終業16時以降となる勤務（就学）形態が常態化している場合。勤務（就学）先が遠方であり、保育短時間利用では就労（就学）に支障があると認められる場合は認定可能です。

☆その他、保育所等に関するよくあるお問い合わせは、町ホームページにも記載しています。ご参照ください。



（町ホームページの2次元コード）

小学校就学前の
こどもの
保育・教育施設



斑鳩町内の保育所・認定こども園・幼稚園

■ 令和7年度からの新規入園を希望する場合の手続き

1号認定(幼稚園児)と2号・3号認定(保育園児)で入園の手続きの時期や申込先が異なりますのでご注意ください。

	番号	施設名	設置者	住所	受入年齢	申込先・申込期間
保育園	①	町立たった保育園	斑鳩町	龍田1-5-1	満7か月～5歳児	A 保育園児申込 申込先 子育て支援課 (☎0745-75-1152 生き生きプラザ斑鳩内) 申込期間 令和6年10月開始予定 (広報いかるが10月号に掲載予定)
	②	町立あわ保育園	斑鳩町	阿波3-5-33	満7か月～5歳児	
	③	斑鳩黎明保育園	社会福祉法人和光会	法隆寺西3-8-8	満3か月～5歳児	
	④	小規模保育所 ほうりゅうじみなみ	学校法人 斑鳩学園	法隆寺南1-2-11	満7か月～2歳児	
認定こども園	⑤	レイモンド 斑鳩こども園	社会福祉法人 檸檬会	神南2-4-29	3歳児～5歳児	幼稚園児 7月中旬～ レイモンド斑鳩こども園(web)
					生後57日～5歳児	保育園児 Aと同じ
	⑥	認定こども園 法隆寺幼稚園	学校法人 斑鳩学園	法隆寺 2-9-35	3歳児～5歳児	幼稚園児 7月12日頃～ 認定こども園法隆寺幼稚園(web) P23の関連広告をご覧ください
					満7か月～5歳児	保育園児 Aと同じ
幼稚園	⑦	町立斑鳩幼稚園	斑鳩町	法隆寺南 1-13-15	3歳児～5歳児	申込先 教育委員会総務課 (☎0745-74-1123・役場2階) 申込期間 令和6年10月開始予定 (広報いかるが10月号に掲載予定)
	⑧	町立斑鳩東幼稚園	斑鳩町	興留東 1-1-16	3歳児～5歳児	

たつた保育園

設置主体	斑鳩町		開設年月日	昭和28年9月
住所	龍田1丁目5-1		電話番号	0745-74-2203
敷地面積	2,090.8㎡		延床面積	949.2㎡
保育時間	平日	保育標準時間	7：30～18：30	
		保育短時間	9：00～17：00	
		延長保育（保育短時間）	7：30～9：00	
		延長保育（保育短時間）	17：00～18：30	
		延長保育（標準・短時間共通）	18：30～20：00	
	土曜	保育標準時間	7：30～14：00	
保育短時間		9：00～14：00		
延長保育（保育短時間）		7：30～9：00		
休日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）			
延長保育	利用の登録	延長保育利用登録書によりあらかじめ登録してください。		
	利用申込み	延長保育利用申込書により、利用しようとする日（利用予定日）の属する週の 前々週の末日（保育所の休日にあたるときは、その直前の休日でない日）まで に申込みをしてください。		
	利用料	利用単位（1.5時間）あたり200円（所得により減免有） ※兄弟姉妹同時利用時は、2人目100円、3人目以上0円		
	夕食費	1日あたり 3歳未満児：100円、 3歳以上児：200円		
一時預かり	なし			
対象年齢児	満7ヶ月を経過した翌月の1日～小学校就学前			
施設定員	120名		給食費	4,500円／月
保育方針	目標とする子どもの姿 ◎基本的生活習慣を養い、心身ともに健康でいきいきとした子どもを育てる ◎さまざまな人とのふれあいを通して、一人一人が、お互いを大切に作る心を育てる ◎いろいろな体験を通して、感動や驚き、疑問をもち考え表現できる子どもを育てる ◎身近に起こる出来事に関心をもち、安全に対する判断力を育てる ◎異年齢児との関わりを通して、自主性・協調性・社会性を育てる			
特色ある取組	園庭開放（毎月第1・第3水曜と土曜日） ※祝日や行事実施日は、除く ほっこりさろん・フリー参観 など			
布団	毎週持参要（レンタルなし）			
おむつ	毎日、必要分補充要（紙おむつ）			
食事	アレルギー除去食対応有			
制服	有（3歳以上児のみ）			
その他費用	制服・体操服・教材費等 給食費は、3歳以上児のみ（副食費については減免制度あり） ※その他費用等詳細は、保育園へ直接お問い合わせください。			

あ わ 保 育 園

設置主体	斑鳩町		開設年月日	昭和48年4月
住所	阿波3丁目5-33		電話番号	0745-74-1654
敷地面積	3,421.6㎡		延床面積	1,300.1㎡
保育時間	平日	保育標準時間	7：30～18：30	
		保育短時間	9：00～17：00	
		延長保育（保育短時間）	7：30～9：00	
		延長保育（保育短時間）	17：00～18：30	
		延長保育（標準・短時間共通）	18：30～20：00	
	土曜	保育標準時間	7：30～14：00	
保育短時間		9：00～14：00		
延長保育（保育短時間）		7：30～9：00		
休日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）			
延長保育	利用の登録	延長保育利用登録書によりあらかじめ登録してください。		
	利用申込み	延長保育利用申込書により、利用しようとする日（利用予定日）の属する週の 前々週の末日（保育所の休日にあたるときは、その直前の休日でない日）まで に申込みをしてください。		
	利用料	利用単位（1.5時間）あたり200円（所得により減免有） ※兄弟姉妹同時利用時は、2人目100円、3人目以上0円		
	夕食費	1日あたり　3歳未満児：100円、　　3歳以上児：200円		
一般型 一時預かり	利用料	1日あたり　3歳未満児：1,　360円、3歳以上児：640円 ※所得により減免有		
	主食費	3歳以上児のみ：1日あたり　40円		
対象年齢児	満7ヶ月を経過した翌月の1日～小学校就学前			
施設定員	230名		給食費	4,500円／月
保育方針	目標とする子どもの姿 ◎基本的生活習慣を養い、心身ともに健康でいきいきとした子どもを育てる ◎さまざまな人とのふれあいを通して、一人一人が、お互いを大切にする心を育てる ◎いろいろな体験を通して感動や驚き、疑問をもち考え表現できる子どもを育てる ◎身近に起こる出来事に関心をもち、安全に対する判断力を育てる ◎地域の行事や様々な文化に触れ、興味や関心をもちながら、地域への愛着心を育てる。			
特色ある取組	園庭開放（毎月第2・第4水曜と土曜日）　※祝日や行事予定日は、除く ほっこりサロン・フリー参観　など			
布団	毎週持参要（レンタルなし）			
おむつ	毎日、必要分補充要（紙おむつ）			
食事	アレルギー除去食対応有			
制服	有（3歳以上児のみ）			
その他費用	制服・体操服・教材費等 給食費は、3歳以上児のみ（副食費については減免制度あり） ※その他費用等詳細は、保育園へ直接お問い合わせください。			

斑鳩黎明保育園

設置主体	社会福祉法人 和光会		開設年月日	平成27年4月
住所	法隆寺西3丁目8-8		電話番号	0745-75-6501
敷地面積	1,790.21㎡		延床面積	2,051.82㎡
保育時間	平日・土日・祝日	保育標準時間 7：00～18：00 保育短時間 9：00～17：00 延長保育 18：00～22：00		
休日	年中無休 ※日・祝日事前申込、別途1,500円～2,500円			
延長保育	利用の登録	入所時に登録（変更があった場合は、申し出てください）		
	利用料	18時以降 30分ごと600円／月 （例：午後8時までの延長希望の場合、1ヶ月 2,400円）		
	夕食費	1食あたり 500円 ※翌月払い		
一般型一時預かり	利用料	現金の場合、1時間 895円 その後15分ごとに295円加算 ※チケット制有り3・5時間10～20枚綴り(12,000円～35,000円)		
対象年齢児	満3ヶ月を経過した翌月の1日～小学校就学前			
施設定員	195名		給食費	4,700円／月
保育方針	目標とする子どもの姿 ◎丈夫で体力のある子ども ◎元気よく友だちと遊べる子ども ◎自分の意見をはっきりと言える子ども ◎自分のことは自分でできる子ども ◎みんなで力を合わせることを大切にする子ども ◎最後までやり通せる子ども ◎約束を守る子ども ◎自然を愛する子ども			
特色ある取組	「英語で保育」「就学前プログラム（0学期プログラム）」 「一時預かり（タイムステイ）」 「休日保育」「併設型学童保育」			
布団	3歳未満児：保育園で用意します 3歳以上児：毎週持参要（有料レンタルあり）			
おむつ	毎日、必要分補充要（紙おむつ）			
食事	アレルギー除去食対応有			
制服	有（3歳以上児のみ）			
その他費用	制服・体操服・教材費等 給食費は、3歳以上児のみ（副食費については減免制度あり） ※その他費用等詳細は、保育園へ直接お問い合わせください。			

小規模保育所 ほうりゅうじみなみ

設置主体	学校法人 斑鳩学苑		開設年月日	令和4年4月
住所	法隆寺南1-2-11		電話番号	0745-75-0300
敷地面積	447. 94㎡		延床面積	102. 54㎡
保育時間	平日	保育標準時間	7：30～18：30	
		保育短時間	9：00～17：00	
		延長保育（保育短時間）	7：30～9：00	
			17：00～18：30	
		特別延長保育（標準・短時間共通）	7：00～7：30	
		18：30～19：00		
土曜	保育標準時間	7：30～17：00		
	保育短時間	9：00～17：00		
	延長保育（保育短時間）	7：30～9：00		
休日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）			
延長保育	利用料	（標準・短時間共通）	7：00～7：30・18：30～19：00	
		保育短時間認定の場合	7：30～9：00・17：00～18：30	
		土曜短時間認定の場合	7：30～9：00	
			いずれの場合も1回あたり500円	
一時預かり	有 詳しいことは、園へお問い合わせください。			
対象年齢児	満7ヶ月を経過した翌月の1日～幼稚園入園前の3歳			
施設定員	19名			
保育方針	少人数ならではのアットホームな環境の中で乳児の実態を把握し、小規模保育所の特性と幼稚園との連携を大切にしながら総合的に保育する。 ◎健康な体力づくり（外遊びや室内遊びを通して全身運動する） ◎社会性の育成（あいさつから始まり社会生活に必要なことを身につける） ◎知的好奇心の涵養（異年齢との関わりや個々の感情表現を受け止め豊かな心を育てる） ◎正しい言語生活への導き（日本語の大切さとことばの楽しさを味わう） ◎豊かな情操の育成（音楽・読み聞かせから創造力を育てる）			
特色ある取組	認定こども園 法隆寺幼稚園との連携 英語や体育 少人数ならではのアットホームな環境			
布団	コット（レンタルシーツ）			
おむつ	手ぶら登園を推奨しており、事業者の紹介をします。			
食事	給食（アレルギー除去食対応有）			
服装	自由服			
その他費用	※その他費用等詳細は、園へ直接お問い合わせください。			

レイモンド斑鳩こども園

設置主体	社会福祉法人檸檬会		開設年月日	令和6年4月	
住所	斑鳩町神南2丁目4番29号		電話番号	0745-70-0020	
敷地面積	4,349.13㎡		延床面積	995.88㎡	
保育時間	平日	教育標準時間	9：00～15：00		
		保育標準時間	7：30～18：30		
		保育短時間	8：30～16：30		
		預かり保育（教育標準時間）	15：00～17：30□		
		延長保育（保育標準時間）	18：30～20：00□		
		延長保育（保育短時間）	7：30～8：30 16：30～20：00		
	土曜	保育標準時間	7：30～18：30		
		保育短時間	8：30～16：30		
休日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） 教育標準時間は、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇あり				
預かり保育 延長保育	利用の登録	事前の登録が必要			
	利用料	利用単位（0.5時間）あたり100円			
一般型 一時預かり	3歳未満児	9：00～12：30（給食あり）	1,400円（給食なし）1,200円		
		12：30～16：00	1,200円		
		9：00～16：00（給食あり）	2,600円（給食なし）2,400円		
	3歳以上児	9：00～12：30（給食あり）	1,100円（給食なし）900円		
		12：30～16：00	1,000円		
		9：00～16：00（給食あり）	2,000円（給食なし）1,900円		
対象年齢児	生後57日目を経過した翌月の1日～小学校就学前				
施設定員	150名		給食費	6,000円／月 6,380円／月	
教育・保育方針	◎法人理念：カラフルな○△□（こせい）が凹凸（ひずみ）ある世界で躍動するソーシャル・インクルージョンの実現 ◎保育理念：私たちは、保育を通して「3つの心」を育みます。 「人・命を愛する心」「自然と共に生きる心」「想像（創造）する心」 ◎保育方針：3つのポリシー ・子ども一人ひとりの育ちに寄り添いそれぞれの生きる力を育む ・さまざまな体験を通してしなやかな身体と豊かな感性を育む ・人との「つながり」社会との「つながり」を育む				
特色ある取組	・美しい保育空間 ・“食”へのこだわり ・発達に応じたさまざまな玩具 ・原体験が育む豊かな表現 ・“茶道”から社会を学ぶ ・SDGsを考えよう				
布団	シーツと掛布団の役割をするタオルケットを2枚、毎週持参。				
おむつ	手ぶら登園を推奨しており、事業者の紹介をします。				
食事	アレルギー除去食対応有				
制服	なし（体操服、制帽、かばんも指定なし）				
その他費用	給食費は、3歳以上児のみ（副食費については減免制度あり） また、1号認定の長期休暇中は減額となる場合があります。 ※その他費用等詳細は、園へ直接お問い合わせください。				

認定こども園 法隆寺幼稚園

設置主体	学校法人斑鳩学苑		開設年月日	令和6年4月
住所	法隆寺2-9-35		電話番号	0745-74-2091
敷地面積	2880.75㎡		延床面積	1458.45㎡
保育時間	平日	教育標準時間	8：30～14：30	
		保育標準時間	7：30～18：30	
		保育短時間	9：00～17：00	
		延長保育（保育短時間）	7：30～9：00	
		17：00～18：30		
	特別延長保育（標準・短時間共通）	7：00～7：30		
18：30～19：00				
土曜	保育標準時間	7：30～17：00		
	保育短時間	9：00～17：00		
	延長保育（保育短時間）	7：30～9：00		
休日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） 教育標準時間は、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇あり			
延長保育	利用の登録	延長保育利用登録書によりあらかじめ登録してください。		
	利用申込み	延長保育利用申込書により、あらかじめ申し込んでください。		
	利用料	（標準・短時間共通）	7：00～7：30・18：30～19：00	
		保育短時間認定の場合	7：30～9：00・17：00～18：30	
		土曜短時間認定の場合	7：30～9：00	
いずれの場合も1回あたり500円				
預かり保育 一時預かり	有 詳しいことは、園へお問い合わせください。			
対象年齢児	満7ヶ月を経過した翌月の1日～小学校就学前			
施設定員	231名	給食費	8,000円／月	
教育・保育 方針	◎ 【法人の基本理念】 学校法人斑鳩学苑は、入園する子どもたちの最善の利益を考え、安心、安全に生活できる緑にかこまれた、四季の花々が咲く自然に恵まれた環境の中で、子どもの実態を良く把握し、心身の発達を考慮した教育及び保育を行い、一人ひとりのもつ可能性を最大限に引き出し、家庭や地域社会と連携を図りながら、個性豊かで創造性の富んだ人間性豊かな子どもを育てていくことを理念とする。 ◎ 【基本方針】 1.健康な体力作り 健康・安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣、態度を育てたくましく生きる人間の育成。 2.社会性の育成 正義、共同、自立、忍耐、規律、責任等の社会生活に必要な徳性を養う。 3.知的好奇心の涵養 あらゆる体験を通じて、ものごとを知り、みずから学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応する能力の育成。 4.正しい言語生活への導き 仲間づくりを通して、言語の正しい使い方を身につけ、個性を生かす教育の充実。 5.豊かな情操の育成 音楽リズム教育、絵本、草花や動物の世話を通して愛情豊かな心情と思考力の芽生えを養う。			
特色ある取組	英会話、体操、スイミング、ダンス、絵画、音楽（歌唱）等、外部専門講師による指導 バスケットボール（バンビシャスなら）、サッカー（奈良クラブ）、			
通園バス	有 3,000～3,500円/月			
布団	コットやシーツ（レンタル布団セット）			
おむつ	手ぶら登園を推奨しており、事業者の紹介をします。			
食事	アレルギー除去食対応有			
制服	有（3歳以上児のみ）			
その他費用	給食費は、3歳以上児のみ（副食費については減免制度あり） また、1号認定の長期休暇中は減額となる場合があります。 入園準備金（3歳児以上30,000円） ※その他費用等詳細は、園へ直接お問い合わせください。			

町立幼稚園

町立幼稚園でも預かり保育を実施しています！

預かり保育の利用で、

平日午前8時30分～午後5時30分まで幼稚園を利用することができます。

(夏休みや冬休みにもご利用いただけます)



お仕事でお迎えに行けない、用事があって夕方まで預かってほしいといった保護者の方にオススメです。

《 町立幼稚園について 》

幼稚園名	対象年齢児	定員	
斑鳩幼稚園	3歳児	3歳児 40人	4・5歳児 140人
斑鳩東幼稚園	～5歳児	3歳児 20人	4・5歳児 140人

保育時間	月・火・木・金曜日	8:30 ～ 15:00
	水曜日	8:30 ～ 12:00
保育料	幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料です。	
昼食	月・火・木・金曜日：給食(1食 212円) 水曜日：正午降園のため給食なし	
その他費用	制服・体操服・教材費 等	
園児募集・申込	入園申込書を各幼稚園または教育委員会事務局総務課にご提出ください。	
備考	・通園バスおよび駐車場はありませんので、保護者さんが同伴のもと、徒歩または自転車での送り迎えとなります。 ・斑鳩西小学校区にお住まいの方で、町立幼稚園への入園を希望される場合は、斑鳩幼稚園への入園となります。 ・その場合の送り迎えは教育委員会事務局総務課までご確認ください。	

《 預かり保育について 》

利用可能時間	月・火・木・金曜日	15:00 ～ 17:30
	水曜日	12:00 ～ 17:30
	長期休暇期間	8:30 ～ 17:30
利用料	1日 300円 ※就労・所得状況や多子世帯などにより減免制度有り	

《 お問い合わせ先 》

	住所	電話番号
斑鳩幼稚園	法隆寺南1丁目13-15	0745-74-2353
斑鳩東幼稚園	興留東1丁目1-16	0745-74-5500
教育委員会事務局総務課	法隆寺西3丁目7-12	0745-74-1001

多子世帯の
子育て支援が
さらに充実

令和7年4月から 同時在園の第2子（3歳未満児）の 保育料が無償に！

斑鳩町では、多子世帯の負担軽減を図るため、これまで、同時在園等の3歳未満児（「在園第2子」）の保育料を国基準の2分の1から、町単独事業で4分の1に軽減してきました。

さらに**多子世帯の経済的支援を充実**させるため、令和7年4月からは、**在園第2子の保育料を「0円（無償）」**とすることになりました。

現在実施中の斑鳩町独自の 保育所・こども園の保育料の軽減も継続



斑鳩町では、保育所・認定こども園(3号)の保育料を国基準の80%に軽減しています。
また、国の基準より階層を細分化することで、保護者の所得に応じて、きめ細やかな保育料設定として、子育てを応援しています。
これらの保育料軽減策は、令和7年度も継続します。

【例】 第4階層・保育標準時間 3歳未満児（令和7年4月～）

	市町村民 税の所得 割課税額	国の基準 (月額)	斑鳩町の保育料（月額）				
			町独自の 基準額	独自の 階層	市町村民税の 所得割課税額	一般	町独自の同時在園 2人目の保育料
第4階層	48,600円 ～ 96,999円	30,000円	24,000円	4階層1	48,600円～ 72,799円	19,800円	令和7年4月～ 0円
				4階層2	72,800円～ 96,999円	24,000円	



国の基準の
80%に軽減

さらに階層を細分化し、
所得に配慮し、きめ細
やかな保育料設定に。

きょうだいが同時在園の
方は、**令和7年度から0円**
(国基準は2分の1)

**町独自の保育料軽減策で
国の基準額より
こんなに保育料が
軽減されます**

4階層1の保育料

122,400円軽減

4階層2の保育料

72,000円軽減

4階層 同時在園の2人目の保育料

180,000円軽減

年間